令和4年第2回小城市議会定例会提案理由 (令和4年6月6日開会)

おはようございます。本日ここに、令和4年第2回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議 案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 22 号から議案第 25 号までの専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第22号 小城市税条例及び小城市手数料徴収条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行ったものでございます。

改正の主な内容でございますが、商業地等に係る固定 資産税の負担調整措置の上昇幅について、令和4年度に 限り、現行の5%を2.5%にするものでございます。

次に、議案第 23 号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行ったものでございます。

改正の主な内容でございますが、国民健康保険税の課 税限度額の見直しを行ったものでございます。

次に、議案第 24 号 令和 3 年度小城市一般会計補正 予算 (第 16 号) でございますが、既定の歳入歳出予算 に、歳入歳出それぞれ 1 億 3,834 万 5 千円を追加し、補 正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 267 億 3,031 万 9 千円としたものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、 地方譲与税、地方交付税及び各種交付金等の額の確定に より増減したものでございます。

また、歳出につきましては、地方交付税の増額等により財政調整基金を積み立てたものでございます。

次に、議案第 25 号 令和 4 年度小城市一般会計補正 予算(第 1 号)でございますが、既定の歳入歳出予算に、 歳入歳出それぞれ 6,125 万 2 千円を追加し、補正後の 予算の総額を歳入歳出それぞれ 217 億 4,875 万 2 千円 としたものでございます。

今回の補正は、国の新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用した、低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金」事業などを計上するものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、原油価格・物

価高騰等に直面している低所得の世帯に対し、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」、「子育て世帯生活支援特別給付金(その他の子育て世帯分)」、「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」を支給し、速やかに生活を支援するものでございます。

また、歳入につきましては、国庫支出金などを計上するものでございます。

以上の4議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第 179 条第1項の規定により、議案第 22 号から議案第 24 号までは3月31日付けで、議案第 25 号は5月18日付けで、それぞれ専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 26 号 小城市税条例等の一部を改正する条例でございますが、地方税法等の一部が改正されることに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、個人住民税に係る申告書及び合計所得金額の規定の整備、また、民法の改正に伴い、DV被害者等の登記簿上の住所に代わる事項の記載を追加した証明書の閲覧・交付を行うものでございます。

次に、議案第 27 号 小城市牛津川遊水地事業に係る 農用地保全条例でございますが、牛津川遊水地計画で移 転対象となる農村集落において、優良な農地の保全及び 効率的な利用を確保し、集団移転地の整備を実施するた め、条例を制定するものでございます。

次に、議案第 28 号 小城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例でございますが、過疎地域に指定された芦刈町の産業振興を図るため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第 29 号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてでございますが、一部事務組合規約の変更は地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要となるものでございます。

変更の内容でございますが、令和4年4月1日付けで「幸とう」 「杵東地区衛生処理場組合」の名称が「杵島地区衛生処理組合」に変更されたことによるものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

議案第 30 号 令和4年度小城市一般会計補正予算(第2号)でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳

入歳出それぞれ 2 億 5,351 万 5 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 220 億 226 万 7 千円とするものでございます。

第2表 地方債補正は、「水産振興事業費補助事業」 を追加するものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御 説明申し上げます。

第2款 総務費でございますが、「過疎対策推進事業」は、過疎地域指定を受けた芦刈町に集落支援員を設置するための費用を計上するものでございます。

次に、「コミュニティ助成事業」は、一般財団法人自 治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して、自 治会等のコミュニティセンター建設や、コミュニティ活 動に必要な備品の整備に対する補助金を計上するもの でございます。

第4款 衛生費でございますが、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」は、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種等のための費用を追加するものでございます。

第6款農林水産業費でございますが、「水産振興事業費補助事業」は、佐賀県有明海漁業協同組合が実施す

る海苔検査ラインの設備更新に対し補助金を交付する ものでございます。

第7款 商工費でございますが、「第3弾キャッシュレス決済推進事業」は、新型コロナウイルス感染症対策として、昨年の10月と12月に実施しました、キャッシュレス決済で市内加盟店において購入した方に対しポイントを還元する事業の第3弾として、令和4年11月から12月にかけて実施するための費用を計上するものでございます。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳 入につきましては、事務事業に伴う国庫支出金、諸収入、 市債を計上し、財源調整として基金繰入金を計上するも のでございます。

続きまして、報告関係議案について御報告申し上げます。

まず、報告第2号 令和3年度小城市一般会計継続費繰越計算書でございますが、「固定資産評価替業務委託事業」から「小城岩蔵工業団地線災害復旧事業」までの3事業について、令和4年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 145 条第1項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第3号 令和3年度小城市一般会計繰越明 許費繰越計算書でございますが、「テレワーク推進事業」 から「河川災害復旧事業」までの26事業について、約 28億4,665万円を令和4年度に繰り越しましたので、 地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告す るものでございます。

次に、報告第4号 令和3年度小城市一般会計事故繰越し繰越計算書でございますが、「庁内用品管理事務」及び「市議会議員選挙費」の2事業について、出納整理期間内に請求の見通しが立たない約12万円を令和4年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第5号 令和3年度小城市下水道事業繰越計算書でございますが、資本的支出の建設改良費について、1億5,440万円を令和4年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。